

## 審査基準整理票

処 分 名	公衆浴場営業許可		
根拠法令名	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）	（条項）第2条第1項	
基準法令名	大津市公衆浴場法施行条例 （平成24年大津市条例第19号）	（条項）第2条、第3条、第4条	
所 管 部 署	健康保険部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	14日	法定処理期間	—
<b>【審査基準】</b> ・文書の名称【 ・掲載図書等【 営業許可等事務処理実務マニュアル【公衆浴場編】 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
<b>[公衆浴場営業の許可基準]</b> 公衆浴場営業の許可は、大津市公衆浴場法施行条例第2条第1項に規定する設置の場所の配置の基準及び第3条に規定する公衆浴場の措置の基準（特殊公衆浴場の場合は、第4条に規定する特殊公衆浴場の措置の基準）に適合することを基準とし、審査基準が記載されている上記書類に則り審査するものとする。 なお、当該書類については、担当課の事務所に備え置く。  ただし、設置の場所の配置の基準については、大津市公衆浴場法施行条例第2条第2項各号に該当するときは適用しない。 また、一般公衆浴場以外の公衆浴場については、同条例第3条第2項の規定に基づき利用の目的及び形態その他特別の理由により、市長が入浴者の衛生及び風紀上支障がないと認めるときは、同条例第3条第1項に定める基準の一部を適用しないことができる。			

## 参考

### [根拠法令]

《公衆浴場法》

第2条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

### [基準法令]

《大津市公衆浴場法施行条例》

(設置の場所の配置の基準)

第2条 公衆浴場のうち、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるもの(以下「一般公衆浴場」という。)に係る法第2条第3項の条例で定める設置の場所の配置の基準は、既設の一般公衆浴場の敷地の境界線から設置しようとする一般公衆浴場の敷地の境界線までの最短距離が300メートル以上であることとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 一般公衆浴場を借り受け、又は譲り受けた者が引き続き同一の場所において当該一般公衆浴場を営むるとき。
- (2) 営業者が一般公衆浴場を新築し、増築し、若しくは改築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の様式替え等を行い、引き続き同一の場所において一般公衆浴場を営むるとき。
- (3) 公共事業による移転等の対象となり、従前の場所において営むことができなくなった一般公衆浴場の営業者が一般公衆浴場を営むるとき。
- (4) 利用者の利便、土地の状況、人口密度、既設の一般公衆浴場の収容能力その他特別の事情により市長が公衆衛生上必要があると認めるとき。

(公衆浴場の措置の基準)

第3条 法第3条第2項の条例で定める公衆浴場(次条の規定の適用を受ける公衆浴場を除く。以下この条において同じ。)の措置の基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

2 一般公衆浴場以外の公衆浴場については、利用の目的及び形態その他特別の理由により、市長が入浴者の衛生及び風紀上支障がないと認めるときは、前項に定める基準の一部を適用しないことができる。

(特殊公衆浴場の措置の基準)

第4条 公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業の施設として利用されるもの(以下「特殊公衆浴場」という。)に係る法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。